



# 宮 崎 県 公 報

平成21年3月19日(木曜日) 第 2067 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) 1	頁
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 6	
<b>告 示</b>	
○救急病院の認定……………(医療業務課) 6	
○保育士試験規程を廃止する告示……………(子ども政策課) 6	
○道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 7	

○道路の供用の開始(3件)……………(道路保全課) 7	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課) 8	
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(聾・聵・聴・視) 8	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商業支援課) 8	
○県営土地改良事業に係る換地処分(3件)……………(農村整備課) 9	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(3件)……………(都市計画課) 9	

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………10	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………10	

## 規 則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第5号

#### 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(年金の給付) 第7条 条例第7条第1項の規定により年金の給付を受けようとする者は、年金給付請求書(別記様式第8号)に次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。	(年金の給付) 第7条 条例第7条第1項の規定により年金の給付を受けようとする者は、年金給付請求書(別記様式第8号)に次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者が重度障害の状態となった場合</td> <td>1 重度障害診断書(別記様式第10号) 2～4 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	添 付 書 類	[略]		加入者が重度障害の状態となった場合	1 重度障害診断書(別記様式第10号) 2～4 [略]	2 [略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者が重度障害の状態となった場合</td> <td>1 障害診断書(別記様式第10号) 2～4 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	添 付 書 類	[略]		加入者が重度障害の状態となった場合	1 障害診断書(別記様式第10号) 2～4 [略]	2 [略]	
区 分	添 付 書 類																
[略]																	
加入者が重度障害の状態となった場合	1 重度障害診断書(別記様式第10号) 2～4 [略]																
2 [略]																	
区 分	添 付 書 類																
[略]																	
加入者が重度障害の状態となった場合	1 障害診断書(別記様式第10号) 2～4 [略]																
2 [略]																	

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

生保記入欄
自治体コード 加入番号

申込者(被保険者)告知書

(心身障害者扶養共済制度)

都道府県・指定都市記載欄
1 2 3
一口目加入 二口目加入 1と2の同時加入

・「重要事項のご説明」の内容(個人情報の取扱いを含む)を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意のうえ、署名・押印しました
・下記の事項は事実と相違ありません

知事(市長)殿

告知日 平成 年 月 日
フリガナ
申込者氏名 (姓) (名) (印)
性別 1 男 1 昭和 2 女 2 平成
生年月日 年 月 日

申込者の告知

最近の健康状態
過去5年以内の健康状態
身体的障害
①最近3ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。
②過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
③過去5年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
④過去5年以内に、上記③以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診断・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
⑤現在身体に障害はありますか。

【詳細記入欄】
上記①～④ (はい) があつた場合は、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。
その内容が「高血圧症(※)」・「糖尿病(※)」の場合は、数値等も記入してください。
なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。
(はい)をつけた該当番号
病气やけがの名前・検査名・検査結果
診察・検査・治療・投薬を受けた期間
入院の有無・期間
手術の有無(手術の名前、または内容・部位)
症状経過
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名
(※)[高血圧症の場合は記入してください]
最近の血圧 最大 mmHg 最小 mmHg
(※)[糖尿病の場合は記入してください]
最近の空腹時血糖値 mg/dl
治療方法( )

心身障害者

フリガナ
心身障害者氏名 (姓) (名)
性別 1 男 1 明治 2 大正 2 女 3 昭和 4 平成
生年月日 年 月 日
障害の種類・程度
① 知的障害 ① A ② B
② 身体障害 ① 1級 ② 2級 ③ 3級
③ 精神障害 ① 1級 ② 2級
④ その他 ① その他
申込者の心身障害者との続柄
① 配偶者 ② 父母
③ 兄弟姉妹 ④ その他親族
申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由

平成21年4月改訂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 8 号 (第 7 条関係) [略] (添付書類) 1 [略] 2 加入者が重度障害の状態となった場合 (1) 重度障害診断書 (2)・(3) [略] [略]	様式第 8 号 (第 7 条関係) [略] (添付書類) 1 [略] 2 加入者が重度障害の状態となった場合 (1) <u>障害診断書</u> (2)・(3) [略] [略]

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第7条関係)

障害診断書

1. 氏名	男・女	2. 生年月日	年 月 日
3. 障害の種類	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの		
	2. 言語の機能を全く永久に失ったもの		
	3. そしやくの機能を全く永久に失ったもの		
4. 傷病名	8. (発病)日 (医師推定)・(患者申告)		
	9. 初診日		
	10. 入院日		
	11. 現在入院中 (当院・他院)		
5. 4 の原因	12. 終診日		
	現在治療中(当院・他院)		
6. 障害の程度	④ 一住所・氏名		
	④ 13. 前		
7. 診断に支障をきたした身体障害	④ 一部位と障害内容		
14. 今回の受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴・所見およびその後の経過、障害状態の詳細			
治療内容			
手術名			
15. 視力障害	裸眼視力・矯正視力	矯正不能・不適の場合は	手術日 年 月 日
16. 聴覚障害	右 眼 ( )	その理由 ( )	検査(計測)日 年 月 日
	左 眼 ( )		
17. 味覚・嗅覚障害	500Hz	2000Hz	検査(計測)日 年 月 日
	右 ( ) dB	( ) dB	
18. 言語機能障害	500Hz	2000Hz	検査(計測)日 年 月 日
	右 ( ) dB	( ) dB	
19. 運動障害・欠損・短縮			
20. 手指・足指の運動障害(自動運動範囲)			
21. 四肢関節の運動障害(自動運動範囲)			
22. 回復の可能性と症状の固定についての意見			

お願い  
 1 訂正の場  
 2 訂正の場  
 3 訂正の場  
 4 訂正の場  
 5 訂正の場  
 6 訂正の場  
 7 訂正の場  
 8 訂正の場  
 9 訂正の場  
 10 訂正の場  
 11 訂正の場  
 12 訂正の場  
 13 訂正の場  
 14 訂正の場  
 15 訂正の場  
 16 訂正の場  
 17 訂正の場  
 18 訂正の場  
 19 訂正の場  
 20 訂正の場  
 21 訂正の場  
 22 訂正の場

19. 運動障害・欠損・短縮	四肢・手指・足指の切断の場合は、切断箇所にはつまきと駒を入り込んでください。 四肢の完全運動障害の場合は、その部位を斜線で記してください。 下肢短縮の場合は、その短縮(cm)を記入してください。		(左手足骨)		(右手骨)		(右足骨)		検査(計測)日 年 月 日			
	左下肢短縮 ( )		右下肢短縮 ( )									
20. 手指・足指の運動障害(自動運動範囲)	右		左		MMT(※)		内転度～外転度		内転度～外転度			
	第1指	第2指	第3指	第4指	第5指	伸長度	屈長度	伸長度	屈長度	伸長度	屈長度	
21. 四肢関節の運動障害(自動運動範囲)	右		左		伸長度		屈長度		伸長度		屈長度	
	肩	肘	手	股	膝	足	肩	肘	手	股	膝	足
上記のとおり診断します。												
所在地 病院又は診療所等の名称 医師氏名												
平成21年4月改訂												

別記様式第29号を次のように改める。

様式第29号 (第13条関係)

年金証書番号

年 金 受 給 権 者 現 況 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〔本人又は  
年金管理者〕 氏 名 ⑩  
(電話番号 - - )

次のとおり現況をお届けします。

年 金 受 給 権 者	氏名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日	
	住所				
	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ( ) 2 無			

記入上の注意 (1) 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しがたいときは、市町村役場等で記入して差し支えありません。  
 (2) 本人又は年金管理者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

添付書類 年金受給権者の住民票の写し（年金給付決定通知書に記載され、又は知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、戸籍の抄本）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第 6 号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(割増賃料)</p> <p>第31条 条例第54条第 2 項の規則で定める額は、条例第51条の家賃又は条例第52条の規定により変更し、若しくは別に定める家賃の額に次の各号に掲げる収入（住宅令第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) <u>13万 7,000円</u>（条例第49条第 2 号アに掲げる場合にあつては、<u>17万 8,000円</u>）を超え<u>20万円</u>以下の場合 0.3</p> <p>(2) <u>20万円</u>を超え<u>24万 2,000円</u>以下の場合 0.5</p> <p>(3) <u>24万 2,000円</u>を超える場合 0.8</p> <p>2 [略]</p> <p>(特定公共賃貸住宅の入居者の所得の額)</p> <p>第34条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第16号）第 7 条第 1 号の知事が定める額は、<u>60万 1,000円</u>とする。</p> <p>(地域特別賃貸住宅の入居者の収入の基準)</p> <p>第35条 条例第61条第 2 号の規則で定める収入の基準は、入居の申込みをした日において、<u>20万円</u>以上<u>60万 1,000円</u>以下の範囲とする。</p>	<p>(割増賃料)</p> <p>第31条 条例第54条第 2 項の規則で定める額は、条例第51条の家賃又は条例第52条の規定により変更し、若しくは別に定める家賃の額に次の各号に掲げる収入（住宅令第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) <u>11万 4,000円</u>（条例第49条第 2 号アに掲げる場合にあつては、<u>13万 9,000円</u>）を超え<u>15万 8,000円</u>以下の場合 0.3</p> <p>(2) <u>15万 8,000円</u>を超え<u>19万 1,000円</u>以下の場合 0.5</p> <p>(3) <u>19万 1,000円</u>を超える場合 0.8</p> <p>2 [略]</p> <p>(特定公共賃貸住宅の入居者の所得の額)</p> <p>第34条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第16号）第 7 条第 1 号の知事が定める額は、<u>48万 7,000円</u>とする。</p> <p>(地域特別賃貸住宅の入居者の収入の基準)</p> <p>第35条 条例第61条第 2 号の規則で定める収入の基準は、入居の申込みをした日において、<u>15万 8,000円</u>以上<u>48万 7,000円</u>以下の範囲とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）第 3 条第 1 項第 3 号の改良県営住宅に入居している者に係る宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第54条第 2 項に規定する割増賃料の額については、平成26年3月31日までの間は、この規則による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第31条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 196号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成21年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
小林市立市民病院	小林市大字細野2235番地 3

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年3月20日から平成24年3月19日まで

保育士試験規程を廃止する告示をここに公表する。

平成21年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 197号

保育士試験規程を廃止する告示

保育士試験規程（平成16年宮崎県告示第 189号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 宮崎県告示第 198号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月19日から平成21年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 瓜生野字前 原2994番 5 地先から同 市大字大瀬 町字大平田 2328番 1 地 先まで	旧	9.3 ～ 11.4	259.5
				新	10.2 ～ 30.8	259.5

#### 宮崎県告示第 199号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月19日から平成21年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 大字下田字 坂元谷 112 番 226地先 から同市須 木同大字同 字 112番 1 23地先まで	旧	4.0 ～ 57.0	918.5
				新	8.8 ～ 46.5	301.0

#### 宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月19日から平成21年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市池内 町陳ノ平 5 64番 1 地先 から同市同 町陳ノ平 5 64番 1 地先 まで	旧	17.5 ～ 19.3	20.3
				新	19.0 ～ 30.6	20.3

#### 宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月19日から平成21年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	大保下 曾木停 車場線	延岡市北方 町板下字片 地戌79番 3 地先から同 市同町板下 同字戌79番 3 地先まで	旧	4.2 ～ 4.4	5.4
				新	6.4 ～ 7.0	5.4

#### 宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月19日から平成21年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 大字下田字 坂元谷 112 番 226地先 から同市須 木同大字同 字 112番 1 23地先まで	平成21年 3 月25日

宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月19日から平成21年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日

宮崎県告示第 204号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月19日から平成21年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日

宮崎県告示第 205号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(串間) 20-1	株式会社丸商建設代表取締役榎木田	串間市大字西方字添田橋5373番 8	5.00	34.97	平成21年 2 月 24日

統治

宮崎県告示第 206号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高岡) 20-1	千田毅	東諸県郡綾町大字入野字川原元3360番 1	6.02	90.43	平成21年 3 月 3日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 21年 2 月 26日	特定非営利活動法人 ライフカンパニー新富	田中 稔	宮崎県児湯郡新富町大字新田8339番地	この法人は、あらゆる世代の人達がお互いの交流を通して、地域の中で人間関係を深め、孤立よりも共同の生活を精神的糧とできることを目指し、高齢者には憩いの場を提供、児童及びその家族に対しては、健全育成、子育て支援事業を行い、地域発展のために尽力し、広く公益に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活



環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) タイヨー日南店  
日南市大字星倉字貝守442番 2 外19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 坂本修二  
東京都港区芝 3 丁目22番 8 号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島県鹿児島市南栄 3 丁目14番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年11月 6 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,973㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地東側 157台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
東側建物東側 (No.1) 12台  
東側建物東側 (No.2) 16台  
西側建物西側 (No.3) 16台  
西側建物北側 (No.4) 8 台  
合計 52台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
東側建物南側 (No.1) 130㎡  
西側建物西側 (No.2) 50㎡  
合計 180㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
東側建物内南側 (No.1) 20.1㎡  
西側建物内西側 (No.2) 4.5㎡  
合計 24.6㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分～午後11時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地北側 1 箇所 (出入口)
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 8 時
- 8 届出年月日  
平成21年 3 月 5 日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年 3 月19日から平成21年 7 月21日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成21年 3 月19日から平成21年 7 月21日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、横市地区志比田・源野換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、横市地区横市・南横市・葦原換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、船引地区県営土地改良事業（清武町、県営特殊農地保全整備事業）に係る換地処分をした。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画用途地域

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画を定める者の名称

都城市

2 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路

3・6・53号 菖蒲原通線

- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
串間市
- 2 都市計画の種類及び名称  
串間都市計画公共下水道
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県串間土木事務所

北諸県郡選挙区	6,507人
西諸県郡選挙区	5,390人
東諸県郡選挙区	8,091人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,356人
東臼杵郡選挙区	8,720人
西臼杵郡選挙区	6,680人

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年 3 月 2 日現在次のとおりである。

平成21年 3 月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	18,750人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）	222,912人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年 3 月 2 日現在次のとおりである。

平成21年 3 月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区	99,445人
都城市選挙区	46,248人
延岡市選挙区	36,415人
日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区	16,595人
小林市選挙区	11,238人
日向市選挙区	17,240人
串間市選挙区	6,105人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,656人
えびの市選挙区	6,429人
宮崎郡選挙区	7,382人